「広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（素案）」に対する

御意見と対応方針について

令和５年３月３日

農業技術課

１　要旨

　　「広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の策定に当たって実施した，県民意見募集（パブリックコメント）の結果を公表する。

２　意見の募集期間及び結果

1. 募集期間：令和４年12月20日（火）から令和５年１月19日（木）
2. 意見の件数：８件（２名）

３　御意見と対応方針

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方・対応方針 |
| ３（１） | 「みどりの食料システム法」に基づき、計画を策定するとあるが，法に明記されている「化学農薬使用量の５０％低減」、「化学肥料使用量の３０％低減」，「有機農業の取り組み面積を２５％に拡大」に対して目標設定が低いのではないか。 | 基本計画は，取組の方向性を定めるものであり，目標については，国が定めた「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下，「基本方針」という。）」に基づき設定しております。基本方針では，2030 年までに達成を目指す目標として「化学農薬使用量(リスク換算)を 10％低減」，「化学肥料使用量を20％低減」， 「有機農業の取組面積を 6.3 万 ha に拡大」などとしています。  基本計画は５年毎に見直すため，進捗状況を確認しながら，目標も再検討してまいります。 |
| ３  （１） | 法の目玉である「有機農業」という言葉が「土づくり」に置き換えられ，解釈が歪められている。「土づくり」を「有機農業」に変えることを求めます。 | １号活動は「堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動」と規定されており，基本方針における「有機農業もこれに該当する」ということを踏まえ設定したものです。 |
| ３  （１） | 【具体的な取組例】に，「次世代有機農業技術の開発に向けた調査および研究」を加えてください。 | １号活動は持続農業法のエコファーマーの取組を位置づけることとしており，取り組み（導入技術）は「広島県持続性の高い農業生産方式導入指針」から選定することになるため，「具体的な取組例」は，当該導入指針から引用しています。 |
| ３  （１） | 水田を利用した樹木の苗木づくりが行われているが，窒素肥料の過多による過大成長が問題となっている。植え付け前に土壌診断を行い，適切な施肥設計を作成することで，過剰な肥料の投与を防ぐことができると考える。土壌診断の積極的な実施を促すため支援対策があれば活用されると思う。 | 造林用の苗木生産者に対して，安定的かつ効率的な苗木生産に向けた技術支援やコンテナ苗の生産施設整備の支援などを通じて，環境負荷の低減に取り組んでまいります。 |
| ３  （３） | 自然気象の影響を受けやすく，育苗の人為的管理が困難である苗木の露地生産から水分や施肥管理が比較的容易なコンテナ栽培への転換が進みつつある。コンテナ栽培は育苗に使用する単位面積当たりの肥料量を露地苗よりも抑えられると見込まれることから，肥料成分による環境への負荷を低減につながると考えられる。  コンテナ育苗技術の指導及び普及と生産体制整備に対する支援対策が望まれる。 |
| ６ | 苗木の綿密な需給調整の仕組みを構築することや，育苗技術を向上して得苗率を上げること（出荷可能な規格苗の割合を増やすこと）で，残苗（出荷されず廃棄される苗）を低減することができる。結果として無駄な施肥量を減らすことができる。また，苗木を地域内で生産流通することができれば運搬に係るガソリンなどの燃料の使用量を削減することができる。関係者が課題を共有して生産物の流通を円滑に行える仕組みづくりが重要と考える。 |
| ７ | 本計画を推進するためには，広島県庁に知識と技術と経験を持った人材の育成と配置が不可欠である。現状ではとくに「有機農業」を推進する人材がいないと思われる。そこで，計画の中に「本計画を推進するために必要とされる専門性を有する人材の確保と育成をより一層強化する」と加えてください。 | 有機農業を含め環境負荷低減に資する知識と技術と経験を持った人材は不可欠であり，本基本計画の推進に限らず育成に努めてまいります。 |
| ７ | 化学農薬・化学肥料の低減を実現するためには，それに適した種子の使用が不可欠である。具体的には低投入型の農業に適した有機栽培の種子である。また，法の背景にある「資材の輸入依存からの脱却」には当然「種子」の確保も含まれる。現状では，多くの種子が輸入されており，輸入が止まるようであれば、営農は不可能となる。  広島県には低投入型の栽培に適した種子を保存、増殖、指導する「広島県農業ジーンバンク」という機関がある。  そこで，「広島県農業ジーンバンクと連携し、必要な種子の保存，開発，増殖，農業者に対する指導を行う」と加えてください。 | 御意見にあります，「広島県農業ジーンバンク（以下「県ジーンバンク」という。）」は，事業主体である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が，令和５年３月末をもって事業を終了することとしており，現在，県ジーンバンクが保有している遺伝資源については，国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）へ譲渡し，今後は農研機構において，適切に保存・増殖されるとともに，譲渡後も県内の農業者が，これらの種子を引き続き活用できる仕組みについて整理を行いました。  農業者に対する指導についても，これまでの県ジーンバンクの知見やデータを基にした資料等を活用して栽培に関する相談などに対応していきます。  いただきました御意見は，今後の環境負荷低減事業活動の促進の参考にさせていただきます。 |